



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 秀樹
(コード番号 5161 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役コーポレート統括本部長 休石 佳司
(TEL : 082-237-9371)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、当社従業員に対して、当社の従業員持株会である西川ゴム工業社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じた株式の付与（以下「本スキーム」といいます。）を決定し、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月2日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 8,800株（注）
(3) 処分価額	1株につき 2,588 円
(4) 処分価額の総額	22,774,400円（注）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	西川ゴム工業社員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

（注）本持株会は、十分な周知期間を設けて当社従業員（以下「従業員」といいます。）に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員若しくは退職退会者などが生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。なお、対象者数が確定した場合の処分株式数及び処分価額の総額につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

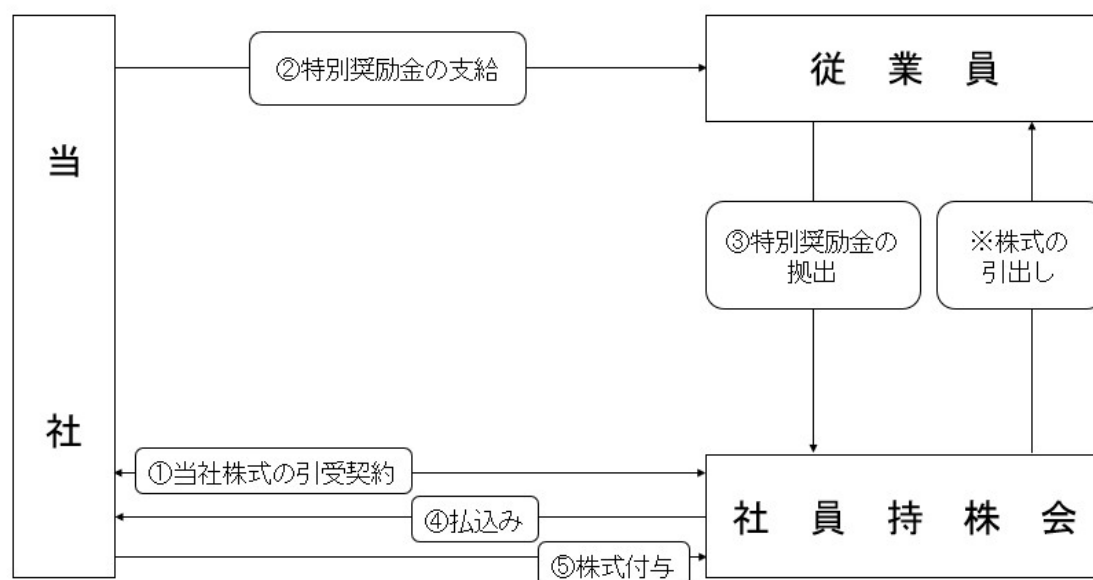
当社は、従業員の企業価値向上への貢献意欲を高めるため、本持株会へのさらなる入会を奨励することを企図して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、本持株会の会員（以下「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与することを決定いたしました。

本自己株式処分は、当社が会員に特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1.

処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 8,800 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2025 年 4 月 1 日現在の発行済株式総数 39,990,774 株に対する割合は 0.02%、2025 年 4 月 1 日現在の総議決権個数 386,274 個に対する割合は 0.02%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しています。）となります。

本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会が自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結する。
- ② 当社が本持株会の会員である従業員に対し、特別奨励金を支給する。
- ③ 本持株会の会員である従業員が、本持株会に対して、特別奨励金を拠出する。
- ④ 本持株会が、拠出された特別奨励金で第三者割当について払込みを行う。
- ⑤ 当社が本持株会に対して自己株式を付与する。

なお、上記②及び③に係る実際の金銭の支払いは、当社から本持株会の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。

※ 会員は割り当てられた当社株式を個人名義の証券口座に自由に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としています。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 5 月 13 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 2,588 円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なものであって、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていることにも鑑みれば、特に有利な価額には該当しないものと考えています。なお、この価格の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。（乖離率の記載にあたっては、2025 年 4 月 1 日を効力発生日とした株式分割を考慮した株価を使用して算定しております。）

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1 ヶ月 (2025 年 4 月 14 日～2025 年 5 月 13 日)	2,444 円	5.89%
3 ヶ月 (2025 年 2 月 14 日～2025 年 5 月 13 日)	2,376 円	8.92%
6 ヶ月 (2024 年 11 月 14 日～2025 年 5 月 13 日)	1,726 円	49.94%

当社の監査等委員会（4 名、うち 3 名は社外取締役である監査等委員）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び当該払込金額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上